
プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 第 94 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 94 回実務対応専門委員会（2016 年 11 月 22 日開催）で議論された「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

第 94 回専門委員会における事務局の提案

（公共施設等運営権の会計処理に関する提案の追加的な検討）

2. 運営権対価が固定額でなく全額が将来の業績等に連動して定められる場合について追加的な検討を行った結果、事務局は、次のとおり提案を行った。
 - (1) 公共施設等運営権を取得した時に合理的に見積られた金額により、資産及び負債を計上する。
 - (2) プロフィットシェアリング条項に基づく支出額については、支出の都度、費用処理する。

（「更新投資の会計処理」に関する分析）

3. 更新投資の会計処理について、第 89 回専門委員会における参考人の説明を踏まえて分析を行った結果、事務局は、更新投資の義務性、及び更新投資の支出額及び支出時期の合理的な見積りの可能性によって、更新投資に係る資産及び負債の会計処理を区分する提案を行った。
4. また、資産及び負債として計上する更新投資に関する支出額の総額は、資本的支出に該当する部分に限定する提案を行った。
5. これらの提案に対し、次のような意見が聞かれた。

第 94 回専門委員会で聞かれた意見

（プロフィットシェアリング条項に係る会計処理に関する意見）

6. 運営権対価と異なり、プロフィットシェアリング条項に基づく支出額は、利益に対して一定の支出をするというものであり、両者の性格は異なると考えられるため、事務局の提案に同意する。

7. 将来の業績との指標に連動する形式で定められる運営権対価とプロフィットシェアリング条項に基づく支出額は、両方とも将来の業績等に連動して決まるという点では性質が同一と考えられるため、本来は同じ会計処理にすべきと考える。一方で、合理的な見積りが可能かどうかという観点からは、運営権対価に含まれるもの以外には合理的に見積ることはできないと考えられるため、事務局の提案に同意する。
8. プロフィットシェアリング条項に基づく支出額について、支出の都度、費用処理する点については、収益と費用の対応の観点からも、収益の増加に応じて費用も計上されるため、会計処理としては整合しているものとする。プロフィットシェアリング条項に基づく支出額に係る会計処理の根拠として、その点を追記してはどうか。

(対応案)

審議事項(4)-2 で検討する。

(更新投資のうち修繕費に相当する部分に係る会計処理に関する意見)

9. 義務性の有無という観点では、修繕費についても義務性はあるように思われるが、文案の第 52 項では資産性がないために発生した期に費用処理すべきとされているのみで、義務性について触れられていない。修繕費に相当する部分を資産及び負債として計上する範囲に含めない理由について、再検討が必要ではないか。

(対応案)

審議事項(4)-2 で検討する。

10. 文案の第 12 項(2)について、「更新投資の支出額を資産として計上する」とだけ記載すると、修繕費に相当する部分についても資産として計上することを求めているように読めるため、修正すべきではないか。

(対応案)

ご指摘を踏まえ、本文に追記する。

(更新投資に係る資産の会計処理及び表示科目に関する意見)

11. 更新投資に係る資産のうち、所有権が管理者等に帰属する資産は、無形固定資産の区分に表示するとされているが、相手方財産への支出ということになるため、無形固定資産として表示すべきではないと考える。

(対応案)

日本基準には無形資産に関する会計基準がないため、明確な根拠はないものの、公共施設等運営権を無形固定資産に区分することを踏まえ、関連する資産として、更新投資に係る資産も無形固定資産に区分することでどうか。

12. 更新投資に係る資産のうち、所有権が運営権者に帰属する資産は、運営権設定期間内の経済的耐用年数ではなく、一般的な経済的耐用年数で償却すべきと考える。

(対応案)

所有権の帰属に関わらず、更新投資は公共施設等運営事業に関連するものであるため、運営権設定期間を上限とする必要があると考えられるがどうか。

(注記事項に関する意見)

13. 実施契約にプロフィットシェアリング条項が含まれている場合、その旨を公共施設等運営事業の概要などの注記事項に記載し、財務諸表利用者に対して情報提供を行うべきではないか。

(対応案)

審議事項(4)-2 で検討する。

14. 注記事項の1つとして、「運営権者が実施する公共施設等運営事業の概要」を記載することとしており、その例示として「実施契約に定められた契約期間、残存契約年数等」が挙げられているが、公共施設等の内容等も例示に含めるべきと考える。

(対応案)

審議事項(4)-2 で検討する。

(経過措置に関する意見)

15. 現在の文案では、特段、経過措置に関する記載がないが、原則どおり遡及修正を求めることを想定しているか。

(対応案)

審議事項(4)-2 で検討する。

以 上